

# 移民法

## 駐在員 VISA Subclass 4 5 7 申請必要書類

駐在員 Visa Subclass 457 の最近の変更も移民局の担当者に浸透し始め彼らから要望される書類もほぼ一定し始めました。現時点における必要書類は下記の通りです。

### 1. 外部監査

財務表の外部監査が義務付けられております。各社共毎年外部監査を行なっておりますが、監査報告書の中で社員の教育費まで公表している会社は希であります。抛って、更なる外部監査が必要になります。

### 2. 市場給料

駐在員の役職に当たる市場給料を自ら調査し移民局に報告する義務があります。真評を出す為外部の業者、特に公認リクルートメント・コンサルタントである Recruitment and Consulting Services Association (RCSA) の Accredited Professional Member (APM) からの調査書を添付すべきです。

### 3. 卒業証明

大学等からの英文の卒業証明書

### 4. 戸籍謄本

単身者、独身者を除いて戸籍謄本の英文訳

### 5. 医療保険

医療保険の加入

更に詳しい内容をご希望の方は下記までご連絡願います。

弁護士 堀江純一

(02) 92217555 0433294311

[Legal.one@advantagepartnership.net](mailto:Legal.one@advantagepartnership.net)

[www.advantagepartnership.net](http://www.advantagepartnership.net)

オーストラリア ニュー・サウス・ウェルズ シドニー  
アドバンテージ・パートナーシップ法律事務所